

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○橋本委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。
連日、お疲れさまです。よろしく願いをいた
します。

まず、日本の労働生産性は、先進国で二十位以
下になってしまいました。やはり、なかなか労働
生産性が上がらない理由は、政府もそうなんです
が、民間、政府ともデジタル化が先進国の中で相
当遅れている。これも大きな理由の一つだと私は
思っております。

そういう意味では、デジタル化を進めるとい
うのは日本の喫緊の課題だ。しかし、その進め方が
非常に、現場を知らずに拙速に進めると逆効果に
なってしまう、むしろ後れを取ってしまうとい
うのを私はすごく心配しているんですね。

今回のいろいろな問題の中で、いっぱいいろい
ろありますが、私が最大の問題と言うのは、もう
健康保険証を来年の秋に廃止する、しかも法律で、
期限を法律の条文に書きちゃっている。こういう
現場を知らずにそれを決めて突っ走る、これによ

って、私は、デジタル化が逆行するんじゃないか、
むしろ遅れるんじゃないかと強い心配をしている
んですね。

これはレセプトも入っていますから、マイナン
バーと被保険者番号はひもづいていますから、例
えば、マイナンバーカードが盗まれば、自分の
病気の情報というのがこれは漏れてしまう、漏れ
いしてしまう、こういうこともあるわけで、非常
に、個人情報というのは大変これは重いものです
よね。マイナンバーカードと暗証番号が盗まれれ
ば、どなたかのスマホで、マイナンバーカードを
そこで確認をして、暗証番号を入れればそういう
情報が見られてしまう、こういうことなわけです
ね。そういう意味では、これは本当にそういうの
は嫌なんだと。当然、レセプト情報、薬の情報を
見る人が見ればどうい御病気にかかったかとい
うのは分かっちゃうわけですよ。

ですから、それは、私はマイナンバーカードは
持たない、マイナ保険証は持たないという方がい
てもいいと思うんですよ。そういう方には保険証
を従来どおり発行する、こういうことでなぜして
いただけなのか。来年の秋廃止というのを微動
だに变えずに進むというのはおかしいと思うん
ですが、これは検討してもらえませんか、保険証を
残すことを。

○加藤国務大臣 まさに冒頭委員がおっしゃられ
たように、我が国のデジタル化の遅れ、これはこ
れまでも様々指摘をされてきた。私自身も、二回
目の厚労大臣をしたときのコロナの段階で、なか
なか感染者数も把握できない、電話で、ファクス

で集めているということも相当御批判をいただき
ましたので、まさに医療DX、これをしっかり進
めていかないと、この国の医療を守ることもでき
ないと思っております。

その上で、今回の措置は、まさにそうした医療
DXを進める一つとして、マイナンバーカードと
健康保険証を一体化することによって、医療現場
でその方の様々な医療情報等を活用していただい
てよりよい医療等が行っていただける、その状況
をつくっていききたい。それを進めていく。そして、
それを進めていく中で、多くの方が、それによつ
て使っていただけの状況が生まれてくれば、もう
あえて全ての方に保険証をお渡しする必要はな
くなっていくということ、まさに新たな段階に
入っていく。その時期として、それはどこかで時
期を決めなければ移行できないわけでありませ
う、ある意味では我々の目標として、その時期ま
でにしっかりとマイナンバーカードと健康保険証
の一体化を進めていくことによつてそうした状況
になってくれば、全員に保険証を配付する必要は
ないので、新たな形で資格確認書という制度を発
行することで、新たな仕組みに入っていくという
ことでございます。

○長妻委員 これは、岸田首相も六月二十一日に、
マイナ保険証について、不安を払拭する措置の完
了が大前提というふうにおっしゃっているんです
ね。

これは、マイナンバーカードがどなたかの手に
渡り、暗証番号も渡ったときに、本当に機微に触
れる情報が見られてしまうわけですね。銀行のキ

ヤッシュカードであればお金が減っていますから分かると思うんですが、マイナンバーがまたそつと返されたとき、被害に気づかないということも起こり得るんじゃないか。それは嫌だと言う方もおられるわけですよ、私の周りにも。だからそれは選択させてほしいという方がおられるわけですね。

例えば、配付資料の九ページ目、これは各自治体に金曜日の夜に配られた、各自治体でチェックしてくれというリストなんです、これが閲覧できるといふリストと同じなんですけれども、例えば胃がん検診の精密、子宮頸がん検診の精密結果も見られる、そして医療情報、どういう薬が処方されたか、診断の内容、診療の内容、難病患者に対する特定医療費の支給、つまり、難病かどうかも分かる。あるいは障害基礎年金の給付情報とか、妊娠届出情報とか、特別支援学校就学、障害児の通所のデータ。

こういうことで、つまり、保険証がなくなるわけですから、来年秋。そういうんではなくて、保険証を持ちたいという方は、なぜ残していただけないのかと。

去年の六月の骨太の方針には廃止なんて書いていないんですよ。閣議決定ありましたけれども、「加入者から申請があれば保険証は交付される。」「こういうふう骨太の方針に書いてあるわけですね、経済財政運営と改革の基本方針二〇二二に。なぜ急に変わって、こういうおかしなことになるのか。」

一旦立ち止まっていただけませんか。

○加藤国務大臣 ちよつと今、委員の言われた骨太の方針がないのですが、今、委員、申請があれば交付されるとおっしゃったというふう記憶をして、多分そういう書き方をしていたと思うんですが。

まさに今回、申請をいただければ資格確認書というものの、この資格確認書があれば保険診療を受けることができる。

したがって、絶対一体化しなきゃいけないというわけじゃなくて、それが今、委員がお話があったようなことも含めて、様々な懸念があつて、マイナンバーカードをお持ちにならないという方もいらつしやると思います。あるいは持っているけれども一体化したくないという方も時にはいらつしやると思います。そういう場合には、資格確認書を申請をいただければ発行するという仕組みとなっております。

○長妻委員 そうしましたら、総理がおっしゃるように不安を払拭できない場合は、来年の秋廃止というのは延ばしていただけるんですね。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げましたように、一体化を進めていくためには多くの方がマイナンバーカードを活用していただくという状況が必要でありますから。そして、そのためには、総理がおっしゃったように、マイナンバーカードに対する不安や懸念を払拭し、このメリットを理解をしていただく、こういったことをしっかり進めていくことが必要だということを考えています。

○長妻委員 骨太の方針には、保険証を交付すると書いてあるんですね。今おっしゃったのは資格

確認書のことですよ。新たに政府が作った資格確認書、これは自ら申請しなきゃいけない、そして、一年ごとに自ら申請しなきゃいけない、こういうルールになっているわけですよ。

今までの保険証というのは、もちろん有効期間がある保険証もありますが、自動的に送られてくるわけですよ、自宅に郵便で。そうじゃない。

皆さん、加藤大臣、御存じですかね。国保の滞納がある場合、その方々に短期保険証というのが支給されるんですね。これは短い期間で、不便になるから早く払えと。

これは短期保険証と似たような話じゃないですか。滞納していないのに何でそういう仕打ちをするんでしょうか。資格確認書というのは自ら申請しないといけないわけで、これは非常に酷なんじゃないでしょうか。

それであれば、さつきも職権でみたいな、公明党の副大臣からも答弁があつて、確かに法律には書いてありますよ、六月に職権。ただ、副大臣はちよつと踏み込んで、隙間が生じないように対応するとまでおっしゃっているんであれば、事実上、保険証を残すと一緒じゃないですか。

なぜ保険証を残さないんですか。コストと手間が膨大になりますよ、そんなことをしたら。

○加藤国務大臣 多分議論の前提が、骨太にも先ほど書いてあると申し上げたように、申請があれば保険証を交付するという仕組みに変わる。今は申請がなくても全ての方に交付証が発行される。しかし、多くの方がマイナンバーカードを使えば、保険証はわざわざ必要ないわけでありますから、

そういう方々まで発行する必要はないので、必要な方だけ手を挙げていただいて、いわば今で言う保険証と同じ効能を持つ、いわゆる保険診療が受けられる、その資格を表す資格確認書を発行させていただきますということであります。

○長妻委員　ですから、保険証をなぜ残さないのかということなんです。マイナ保険証についてすごい強い抵抗感を持っておられる方も多いわけでありますから、なぜなのかということなんです。

こういうパネルを作りましたけれども、やはり今、いろいろ便益のことをずつとるお話しただきましたけれども、やはり原則は、リスクとベネフィットを比較して、危険と利益を比較して、マイナンバーカードを持つか否か、自分で決めてほしいということなんです。

マイナンバーカードは確かに任意ですよ。でも、マイナ保険証というの以外、普通の保険証が廃止になりますと、持たざるを得なくなる、事実上強制になるんじゃないですか。

そうしたときに、先ほど公明党の議員の方もおっしゃっておられました。誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を、これは、デジタル庁のホームページを見るとイの一番に出てくる言葉なんです。誰一人取り残されない。確かにこれはキャッチフレーズで、完璧にはそうはならないということもあるかもしれませんが、余りに誇大広告じゃないですか。なぜ立ち止まらないのかということが非常に不可解でございます。

法改正が必要になるわけですね、仮に紙の保険

証の廃止ということをしないう場合は。是非それを考えていただきたいというふうに思います。

ミスが七千件以上あるじゃないですか、マイナンバーと被保険者番号のミス。これは、結局、今後、この七千件、発表された数字よりも増えるということはないんですか。

○加藤国務大臣　そうしたこともあり、たしか最初の段階では十一月末ぐらいの段階で、先般、五月の段階の数字をお示しをさせていただきました。さらに、今、それぞれの保険者においてチェックをしていただいております。点検をしていただいて、これまでのやり方に課題がある、あるいは懸念がある、そういった方については、今七月ですから、今月中にチェックをお願いするというところで作業いただいているわけでありますので、その結果をしっかりと受け止めながら必要な対応を講じていきたいと考えています。

○長妻委員　昨日記者会見されたんですかね、そのときに、四割ぐらいの団体で、不明も含めて、チェックが必要だというふうにおっしゃっておられるので、相当これは増えてくると思いますよ。

人に自分の薬剤情報を見られる、見る人が見れば容易に病歴が分かるといって、マイナンバーカードが仮に、そういう事例は盗まれた事例じゃないですけども、仮に盗まれた場合、大変心配される方が多いんですね。

資料の五では、キャッシュカードが暗証番号つきで盗まれた件数というのは毎年一万件ぐらいあるわけですよ。これは、お金も大切ですけども、丸裸になっちゃうわけですよ、自分の情報が。

だからマイナンバーカードはちよつと自分は何とか勘弁してほしいという方は、短期保険証と似たような、滞納者に対するような、自分で申請しなきゃいけない保険証で我慢しろというのは、余りにもこれは誰一人取り残されないから逆行しているんじゃないですかと強く申し上げて、是非考えを変えていただきたいというふうに思うんです。

もう一つは、何でもひもづけ主義じゃないのかということなんです。今回の法案、我が党は反対しましたが、事務に準ずる事務であれば法改正不要でどんどんひもづけられる、こういうことも決められてしまいました。

そして、厚労省からいただいた資料では、配付資料のページ目でございますが、G7の諸外国において国民カードにICチップを搭載して健康保険証として利用している国は承知していません。つまりほかの国もみんなやっています、日本も遅れないようにやっているんだと思ったら、ほかはこういうことをやっていないというんですが、こういうことでもよろしいんですか。

○加藤国務大臣　そのG7各国の状況を申し上げますと、異なる行政分野に共通するいわゆる個人番号制度を有した上で、個人番号を確認できるICチップつきの身分証明書となるカードを健康保険証として利用できるという国は我が国以外はないということは確認しておりますが、この個人番号制度とは別に、ICチップつきの個人単位のカードを発行し、そのカードに患者の医療情報をひもつけて医療機関等で活用できる仕組みを持つ国としてはフランスやドイツがございます。一方、

このフランスやドイツでは、異なる行政分野に共通したいわゆる個人番号制度、これがないということでありますから、制度がない以上、そういうカードがない。更に申し上げますと、G7以外では、エストニア、オーストリアではほぼ我が国と同じようなやり方を取っているというふうに承知をしています。

○長妻委員 今おっしゃっていただいたように、フランス、ドイツも、いわゆる国民番号、共通番号にはひもづけていないわけですよ。健康保険番号にカードを持って、フランスはチップをつけて、健康保険証として使っているわけですよ、基本的には。

そういうようなことで、これほど幅広く国民カードにひもづけている、健康保険証として利用している国は承知していないというのはそのとおりですので、こちら辺も含めて、その期限を決めるということが、それで完全廃止なわけですよ、従来の保険証は。それはどう考えてもおかしいですよ。いずれ、これは撤回することに私はなるんじゃないか、本当に国民の皆さんの声を聞くと。

やはり大きいのが、高齢者施設の方々の声は大変深刻でございます。高齢者施設や在宅の介護を受けておられる方で、高齢者施設でもいろんなパターンがあります、例えば何十人おられる施設で、その何十人分を施設が保険証を預かっているケースもありますし、預からない、御家族が預かってくださいというケースも、そういう施設もあります。いろんなパターンがあるんですが、資格確認書となりますと、毎年毎年、忘れずに何十人

分を、本人が行けない場合、御家族がおられない場合、施設の方が全部完璧にできるんでしょうか。いかがですか。

○加藤国務大臣 まず、そうした施設において、まずマイナンバーカードを取得していただかねばなりませんから、それに対しては、今、総務省の方でいろんな手当てをさせていただいているところでございます。

その上で、毎年の申請ということでございますけれども、それについては、申請の漏れがないように保険者からいろいろと対応していただく。それでも難しい場合は、職権における交付といった、いわゆる柔軟な対応をこれまでも申し上げておるところでございますので、そうした措置の中で、先ほど副大臣からも答弁させていただいたように、医療保険を負担していただいている方がしっかりと医療保険が受けられる、こうした状況を確保するよう努力していきたいと考えています。

○長妻委員 そんな面倒くさいことをするんであれば、残せばいいんじゃないでしょうか。同じことじゃないですか。

では、ちよっとお伺いしますけれども、資格確認書を職権でやっていただけということ、それでは、職権で必ず漏れなく皆さんの分を期限の前に、期限が過ぎたときじゃなくて、期限の前に漏れなくやっていただけというふうに明言いただけるんですか。

○加藤国務大臣 今、職権でやるとは申し上げていなく、そうした様々な措置を講ずる中で、漏れがないように対応していくことを申し上げます。

たところでございます。

基本的に、マイナンバーカードと例えば結びつけていない方、これについては各保険者において把握をいただくとおっしゃる仕組み、そして、その上に立って、漏れがないように対応していく、こういうことを考えていきたいと思っております。

○長妻委員 ですから、これは漏れがある可能性が出てくるんじゃないですか。であれば、なぜ保険証を残さないのか。これはメンツですかね、もう法律に条文でばあんと書いてしまったので。

私は、今回の保険に関するいろんなミスは、来年初廃止ありきで、もうお尻が決まっています、準ノルマ的に職員の方にプレッシャーがかかって、どんだんどんひもづける、ひもづけるということ、住所の確認がおろそかになった。こういう原因をつくった一端に、来年初ありきがあるという自覚はあるんでしょうか。

○加藤国務大臣 様々な不安を国民に持っていた、大きく事案が発生していること、これは我々も真摯に受け止め、反省しなきゃならないと思っておりますが、ただ、委員、大前提として、よりメリットのある医療を国民に享受していただく、これは私たちの責務だと思っております。

そのために、しっかりと信頼の基盤をつくることも、メリットをしっかりと周知していただいて、マイナンバーカードを活用する。まさに、保険証では、委員御承知のように、その方の医療情報を使った診療はできなくなるわけですから、そうじゃなくて、その方の様々な医療情報、これから更に電子処方せんとかいろいろんなデータが入ってきま

す。それをしっかり活用して、国民の皆さんによりよい医療を受けていただける、そのために我々はしっかりと努力をしていかなきゃならないというふうに思っています。

○長妻委員 ですから、御本人に選ばせればいいじゃないですか。

私は、メリットを全く否定しているわけじゃないですよ。それはあるでしょう、メリットは。レセプトを過去三年分見れるとか、お医者さんもそれを見れる。だから言ったじゃないですか。リスクとベネフィットを自分で比較して、私は、そういう利益はあるけれども、しかし、それはリスクを一定程度心配をして持たないんだ、こういう選択肢を何で認めないんですか。そういう趣旨を申し上げているんですよ。

しかも、別に、見るのであれば、マイナンバーでなくても、その保険証の番号で検索して、そういう情報上がるように、システムというのはできるわけですから、いろいろな意味で非常に拙速ではないのかというふうに、強く、私は考え直していただきたいということをお願いいたします。そして、もう一つは、日本年金機構についてな

らでございますが、これも私も不信感がありますのは、政府が私に説明いただいたのは、マイナンバーと基礎年金番号、これは一対一でひもづけを完了しています、こういう話なんです、既に。

システム的に結びつきませんから大丈夫です、一つのマイナンバーは一つの基礎年金以外は結びつきません、そういうふうにおっしゃっていたわけ

です。私は、チェックしてほしいとずっと言っていたんですが、そうしたら、先日、地共済から、一件、年金の問題が見つかった。これをお伺いすると、日本年金機構でマイナンバーをつけた基礎年金番号と、地共済でつけたものがダブルで、別々の方の番号をつけてしまったと。つまり、一つのマイナンバーに二つの基礎年金番号がひもづいてしまった、やっぱりあったということなので、これは地共済はチェックするというふうにおっしゃっておられますけれども、日本年金機構はかたくなに一切チェックしないと。地共済どころじゃないんですよ、年金受給者や被保険者が管理されているのは。日本年金機構は多くの方々の年金の事務が扱われているんですよ。

日本年金機構は五情報を自動で照合しているから大丈夫だと言うんですが、はじめたものは、これは、かつての住基のネットから取ってきたものもありまして、手作業もありますので、いずれにしても、全数チェックしてくれと申し上げましたら、それはできないと言うので、じゃ、サンプル調査をしてみたいかかですかということをお願いしたんですが、いかがですか。

○加藤国務大臣 まず、日本年金機構でのこれまでやってきたやり方と、地方共済は必ずしも五情報ではなかったというふうに承知をしております。したがって、日本年金機構においては、これま

でも、五情報について、しかもJ-LIS情報との一致をシステムのひもづけるというやり方をしてきているということで、他方で、二十歳以前の場合にはもちろん手作業というところもありますが、それはそれでしっかりと五情報でやってくださいということ徹底をしているところであり

ます。そういう説明をさせていただきましたが、今回、総理から、マイナンバーにつながっている全てについてしっかりと確認をしろということで、今、デジタル庁を中心に、その対応をどういうやり方を取っていくのか、そしてそれをどうやるのかということが指示が出ているわけでありまして、それにのっとって対応していきたいと考えております。

○長妻委員 そうすると、日本年金機構は一切やらないとずっとかたくなにおっしゃっていたんですが、これは、サンプル調査をやる、やる方向ということではないんです。

○加藤国務大臣 いやいや、サンプル調査をやるんではなくて、要するに、これまでどういう形でやってきたのか、もう一回しっかりとチェックをしていく、そして、チェックをしていく過程で、問題がなければそこで今回の作業は一応終わる、ここで課題があれば、それに対して対応していく、こういうことあります。

○長妻委員 ですから、私が説明を受けたのも、チェックをして問題がないからやりません、一切やりませんというお話をいただいているので、マイナンバー情報総点検本部というのは、私は、こ

これは看板に偽りありというふうに申し上げているんですね。

大切な年金の、公金受取口座で年金を受給することを選択している人が、人為的なミスが幾つか重なれば、人様の年金を受給してしまうということも起こり得る、可能性としてはあると私は思っているんです。そういう意味では、しつかりこれをやつてもらわなきゃ困るといことは強く申し上げておきます。

そして、もう一つは、これも私もよく分からないのが、三年後にマイナンバーカードが替わる、マイナンバーカードを新しいカードに替えると。

何かセキュリティの問題があるということも聞きましたけれども、それ以外の改善点もあるとも聞いていますが、三年後に替えるときに、これはいろいろ聞かれてはいるんですが、私の方にも、例えば、いろいろな、今買っていますよね、カードリーダーを病院なんかでも。マイナ保険証を読み込むものとか、いろいろなところでカードリーダーとか読み込む装置を買っていますが、この機械が使えなくなるわけですか。使えるんですか、継続して。

○河野国務大臣 二〇二六年から新しいカードの導入をしようと思っております。これは、今、マイナンバーカードで使っている暗号が、量子コンピュータやら何やら、いろいろ技術が革新すると、強度的に更に強いものが必要だということで、強い暗号に切り替えたものに順次替えていこうと思っております。

最初の発行から十年たって、カードを更新する

際に新しいカードに切り替えさせていこうと思っておりますので、順次新しいカードが世の中に出回っていきますが、更新するまでは現行のカードを使うわけでございますから、現行のカードで、現在のカードは読み取っていただきます。新しいカードをどういう形で読み取るかというのは、新しいカードの仕様が決まってからということになりますのであれでございますが、現在のカードは、現行のカードが今後使われている限り、それで読み取るといことになります。

○長妻委員 そんなの当たり前じゃないですか。現行のカードが使われている限り、現行で読めるじゃないですか。

そうすると、新しいカードで読めなくなる、今の機械が使えなくなるという可能性もあるということなんです。

○河野国務大臣 新しいカードの仕様がまだ決まっておりますから何とも申し上げられませんが、仕様によつては新しい読み取り機が必要になるという可能性は当然ございます。

○長妻委員 これ、ちよつと、もつと先を見て判断していただきたかったと思うんです。今、必死になつて医療機関は入れているわけですよ。それでまた替わらなきゃいけないという可能性もあるというのは非常に不可解で、なぜ、三年後、また替えるのか、セキュリティ上の大きな穴が見つかったのかどうか私は分かりませんが、しっかりと説明していただきたいと思ひます。

そして、もう一つは、この四ページ目を見ていただきますと、デジタル庁に利用規約というのが

あるんです。デジタル庁が作りました。そこには、公金受取口座の登録で、デジタル庁がちゃんと審査をしなきゃいけないというふうに書いてあるんです。登録可能な口座というのは、システム利用者本人名義の口座であることというふうに書いてあるわけで、これほど公金受取口座のミスが違う人を入れちゃったということは、この規約違反なんじゃないですか。デジタル庁はちゃんと審査をしていなかったということではよろしいんでしょうか。

○河野国務大臣 デジタル庁では、公金受取口座の登録に当たりまして、申請内容に漏れがないか、あるいは口座の実在性などについて確認を行つて、その確認が取れたもののみ登録しております。

他方、本人の氏名と口座名義につきましては、マイナンバーカードの氏名は漢字氏名で、口座名義は仮名氏名であることから、自動で両者を照合することはできません。現時点でシステム上で制御することは残念ながら困難でございます。そのため、登録手続において、登録可能な口座は本人名義のものとする規約に同意を求めると、御本人の口座を登録いただくよう働きかけを行つていくわけでございます。

また、給付を行う行政機関においても、給付制度では給付の振込口座を本人名義のものとしていくことから、振込先情報に公金受取口座を利用するか否かにかかわらず、本人氏名と口座名義の確認を行っております。

マイナンバー法の一部改正によりまして、振り仮名が公証されるようになったことから、そのタ

イミングに合わせて、システムの改修を行い、口座名義人の自動照合も実現していきたいと考えております。（長妻委員「規約違反なんですか、結局」と呼ぶ）規約違反ではございません。

○長妻委員 今の話だと、漢字と仮名が照合できないからそれはチェックしなかったということ、私は、これは、そうであれば、もう前もって法律を手当てするべきだったんじゃないですか。これは規約違反に結果としてなっているんじゃないかと強く思います。

これで質問は終わりますけれども、私どもが言いたいのは、秋に廃止ありきで進むというのは、これは、我々も想定していない話でございますし、幾ら何でもおかしいのではないのかと。

我が党は、臨時国会が始まれば法案を提出して、来年秋廃止ありきでない、立ち止まる法案を準備をしておりますので、ちゃんと与党も真摯に向き合っていただきたい。リスクとベネフィット、危険と利益を自分で比較して、マイナンバーカードを持つか否か自分で決めさせてほしい。事実上の強制というのはやめていただきたい。デジタル社会に逆行します。よろしくお願いします。